保証ファクタリング

工 事 枠 保 証

西日本建設業保証グループ

KSS (株)建設総合サービス

商品概要 | 保証料 | ご利用条件 | 申込手順 | 必要書類

■ 保証ファクタリングは、国土交通省 が創設した『下請債権保全支援事業』に基づき、お取引先（元請企業）からの支払（売掛金・手形等）を当社が保証するサービスです。

■ 工事枠保証は、お取引先（元請企業）と**契約した工事ごとに『保証枠』、『保証期間』を設定**します。保証期間中にお取引先が倒産等により、支払不能となった場合、保証開始日以降に発生した工事にかかる債権額を保証枠の範囲内で保証金をお支払します。

■ 保証期間は「契約日以降から最終支払期日まで」の期間内で設定することができます。
保証枠は「予測債権残高のピーク額」の範囲内で設定することができます。
その場合、お客様からご提示いただく**「予測債権残高」に応じて、保証料を割引**します。

イメージ図の前提条件	下請工事内容：工期1月～6月末（着工2月）、毎月200万円の債権が発生 元下支払条件：月末請求→翌月末支払、現金：手形＝50：50（手形サイト90日）

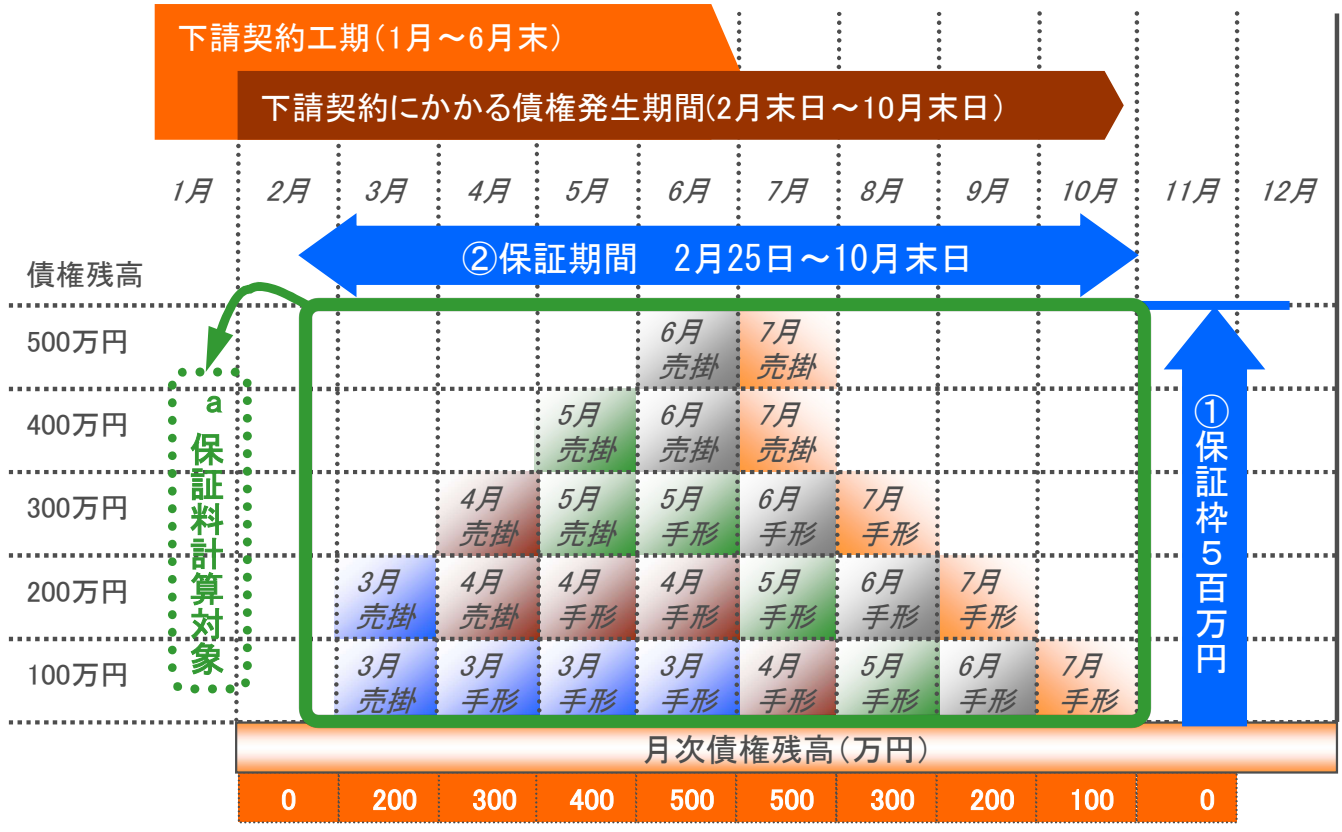

■ **保証料の３３％（年率１．５％上限）が助成**により減免されます。
・国への助成金申請手続きは当社が行いますので、お客様に手続きいただく必要はございません。

■ **公共工事でも民間工事でも**ご利用いただけます。
また、**一次下請の場合に限らず、二次や三次の下請の場合でも**ご利用いただけます。

■ お取引先に知られることなく、安心して債権の保全が図れます。

■ 保証料率は、年率2.0%～6.0%（助成後）を目安に設定します。

ご利用に際しまして以下の条件について必ずご確認ください。

1.お客様（下請企業等）に関する条件

- 履歴事項全部証明書により商号、住所、代表者の確認ができること
- 資本金２０億円以下または常勤従業員１５００人以下であること
- 元請建設企業から直接受注している下請建設企業または資材を直接供給している資材業者であること
- 本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと
- 保証を開始する日において行政処分等（営業停止および５年以内の建設業許可取消処分、ならびに公共工事にかかる指名停止処分）を受けていないこと

2.お取引先（元請企業）に関する条件

- 保証を開始する日において有効な経営事項審査を受けていること、または、当該年度または前年度に公共工事受注実績があること
- 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を行っていないこと
- 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと、または手形不渡りを起こしていないこと
- 本事業に関し、不正または不誠実な行為をするおそれがないこと

注）元請企業１社当たりの保証限度額があります。限度額を超過している場合には、保証のお引き受けはできませんのでご了承ください。

3.対象債権に関する条件

- 債権の裏付けとなる証明資料が完備されていること
- 保証開始日以降に発生した債権であること
- 約束手形について、サイトが4ヶ月以内であること、また、裏書手形・ 為替手形でないこと

■ お申込をご検討のお客様は、恐れ入りますが、当社までお問合せください。

WingBeat-NET http://www.wingbeat.net
株式会社建設総合サービス（貸金業登録番号　大阪府知事（7）第１２７８５号）
〒550-0012　大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館
TEL:06-6543-2848 ／ FAX:06-6543-2849

2025.6